参考資料２

令和７年１０月２３日
東 北 電 力 株 式 会 社

東通原子力発電所の現在の状況について

１．運転状況

- 平成２３年２月６日より第４回定期事業者検査を実施中

２．電気出力（令和７年７月～令和７年９月）

- 発電実績なし

３．その他

（１）東通原子力発電所１号機における新規制基準適合性審査の状況について

【全体として】

- 平成２６年６月申請以降，継続的なヒアリングや審査会合において当社の申請内容を説明しております。
- これまでに，発電所敷地内および敷地周辺の断層の活動性に係る当社の考え方や説明内容については，概ね妥当な検討がなされているとの評価をいただいております。
- また，基準地震動，基準津波についても概ね妥当な検討がなされているとの評価をいただいております。

【基準津波への影響確認】

- 令和７年２月７日の審査会合において，更なる安全性向上の観点から，基準津波に対する裕度の積み増しをするための敷地造成を実施し，基準津波への影響を確認する旨の説明をしております。
- その後，令和７年６月２７日の審査会合において，敷地造成計画および基準津波の再評価方針について説明した結果，理解が得られております。（図１参照）

【火山の審査】

- 「火山影響評価」について，令和７年７月１８日の審査会合において，令和６年１１月８日の審査会合における規制側からのコメントに対する回答を行った結果，概ね妥当な検討がなされているとの評価をいただいております。

【今後について】

- 敷地造成を反映した基準津波に係る再評価結果について説明するとともに，「プラント審査」の準備を進めてまいります。

図１　敷地造成前後の地形（令和７年６月２７日開催　審査会合資料抜粋）

（２）東通原子力発電所１号機における安全対策工事完了時期に係る公表時期の見直しについて（令和７年８月１８日公表）

- 東通原子力発電所１号機の安全対策工事の完了時期について，令和７年９月までにプラント審査準備を完了したうえでの公表を目指してまいりましたが，今後の工程の見通しを得るためには，更に１年半程度の期間を要すると判断し，公表時期について見直すこといたしました。
- 安全対策工事の完了時期については，令和９年３月頃の公表を目指してまいります。

【検討の経緯】

- 令和６年４月，東通原子力発電所１号機のプラント審査準備に向けて，発生確率が極めて小さいものの，発電所への影響が大きい津波（PRA 津波）の対策等に詳細な検討が必要であることから，安全対策工事完了時期についてはプラント審査の準備が整い，今後の工程の見通しが得られた段階でお知らせすることとしておりました。
- また，プラント審査準備については，令和６年４月から「１年半程度」を要する見込みとしておりました。
- その後，プラント審査の準備と並行して，基準津波に対する裕度を積み増しするための「敷地造成」を検討し，令和７年２月より敷地造成に伴う基準津波等への影響について，新規制基準適合性審査の対応を鋭意行っております。

- これは，現行の基準津波（T.P.＋12.1m）は耐震重要施設等が設置されている敷地高さ（T.P.＋13.0m）を下回っており，新規制基準に適合している状態ですが，東通原子力発電所１号機を将来に亘って長期かつ安全・安心に運転していく観点から，敷地造成を計画し，基準津波に対する裕度の積み増しを図ることとしたものです。
- これに伴い，PRA 津波への対策の再検討を行う必要があります。
- 併せて，重大事故等対処施設を含む施設の配置計画についても，改めて検討が必要となります。

以　上

詳細については，当社ホームページから確認することができます。

https://www.tohoku-epco.co.jp/